

令和5年12月26日付「規制改革推進に関する中間答申」に関する措置状況（回答）

令和6年5月13日

警察庁交通局

- 1 「ア タクシーの規制緩和等①（第二種免許に係る要件の緩和）のa」について
- (1) 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）（以下「道交法施行規則」という。）第33条第5項第1号ヨに定める教習を受ける者1人に対する1日における最大の教習時間を3時限から4時限に緩和し、最短5日と1時限で取得可能とする緩和による教習効果への影響について、
- ① 令和5年度に調査研究を実施することとしていたところであるが、当該調査研究の実施結果及び実施結果に関する資料を提供されたい。
- 令和6年1月から2月にかけて実験教習を実施し、第二種免許に係る一日の技能教習時間の上限を4時限としても教習効果に影響はないという結果を得られた。調査研究の実施結果については別添のとおり。
- ② 令和6年上期の措置として、当該調査研究の実施結果を踏まえて所要の改正を行うとしている点について、現時点までに進捗があれば、その内容を回答されたい。
- 上述した実施結果を踏まえ、道路交通法施行規則の改正を予定しており、改正に向け、4月26日からパブリックコメントを開始している。
- (2) 「道交法施行規則第34条に定める技能検定は、前述した一日の教習時間の上限に含まれず、同日に受検可能であることについて、各教習所に周知徹底し、教習計画への反映を促す。」としている点について、通達等、措置が講じられたことが確認できる資料を提供されたい。
- 令和6年3月21日付け事務連絡「指定自動車教習所における技能検定に係る留意事項について」を発出し周知徹底した。
- 2 「ア タクシーの規制緩和等①（第二種免許に係る要件の緩和）のc」について
- (1) 二種免許に係る運転免許試験について、試験問題例を20言語に翻訳し、適地の警察本部において外国語による試験を実施することを可能とするとしている点について、
- ① 試験問題例の翻訳は完了しているか。
- 翻訳を完了し、令和6年2月5日に各都道府県警察へ試験問題例を送付している。
- ② 外国語による試験は、具体的にどの警察本部で実施可能とされたか。
- また、当該警察本部で実施可能とした理由は何か。
- 外国人の居住実態等を踏まえて、5月13日現在、43の都道府県警察において英語を導入しているほか、福岡県警察では中国語、ベトナム語、ネパール語、秋田県警察で

はベトナム語、タガログ語による試験を導入している。

- ③ 外国語による試験を実施していない警察本部が管轄する地域に居住する在留外国人が2種免許試験の受験をした場合、どのような対応となるか。

現時点では、日本語の学科試験問題を受験していただくこととなる。

- ④ 在留外国人に対して、外国語による二種免許試験の受験が可能であることをどのような方法で周知しているか。

報道発表や県警ホームページに掲載するなどして周知している。

- (2) 令和6年度以降随時の措置として、「都道府県警察における多言語を用いた試験の実施状況及び外国人等の受験状況を検証し、その実施の在り方を定期的に見直し、都道府県警察による実施の改善がしやすくなるよう情報提供する。」としている点について、現時点での進捗があれば、その内容を回答されたい。

上記(1)のような実施状況を把握しており、引き続き、都道府県警察における実施状況の把握に努める。

### 3 その他進捗状況の御確認

- (「ア タクシーの規制緩和等①(第二種免許に係る要件の緩和)のb)」について)

令和6年度中の措置として、二種免許取得に要する期間を大幅に縮減するため、実技、座学それぞれの教習科目について、一種免許取得時との重複の縮減その他教習科目の整理・統合・縮減を交通専門家らによる調査研究の実施その他によって早急に検討し、結論を得次第、関係法規について所要の改正を行うこととしている点について、調査研究の実施その他の検討の進捗があれば、その結果を回答されたい。

現在、調査研究に向けて準備を進めているところ。

以上